次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（相続税－付表１）

（租税特別措置法第70条の６（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表）

(1)　税額等の計算明細

区分		申告（更正・決定）額	請求額
①　農業投資価格に基づく取得財産の価額(注２)	農業相続人の場合	円	円
	その他の人の場合		
②　債務及び葬式費用の金額			
③　純資産価額（①－②）			
④　純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑤　課税価格（③＋④）		,000	,000
⑥　農業投資価格に基づく相続税の総額（（２）の⑧）		00	00
⑦　同上のあん分割合		%	%
⑧　算出税額（⑥×⑦）		円	円
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨　相続税の総額の差額（本表(1)の⑦－上記⑥）	00	00
	⑩　農業投資価格超過額の総額		
	⑪　取得した農地等の農業投資価格超過額		
	⑫　あん分額（⑨×⑪÷⑩）		
⑬　農業投資価格に基づく算出税額（⑧＋⑫）			

(2)　農業投資価格に基づく相続税の総額の計算明細

区分		申告（更正・決定）額	請求額
①　農業投資価格に基づく取得財産価額の合計額(注２)	農業相続人	円	円
	その他の人		
②　債務及び葬式費用の合計額			
③　純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
④　課税価格の合計額		,000	,000
⑤　法定相続人の数		人	人
⑥　遺産に係る基礎控除額		円 ,000,000	円 ,000,000
⑦　計算の基礎となる金額（④－⑥）		,000	,000
⑧　農業投資価格に基づく相続税の総額		00	00

（注１）　この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

（注２）　(1)の①及び(2)の①の各欄は、相続時精算課税適用財産の価額を含めて記入します。